

食品営業に係る水質検査のご案内

井戸水等を使って食品の営業をする場合は
定期的な水質検査が必要です!!

飲用に適する水であることを
1年に1回以上の検査で
確かめることとなっています。
(石川県食品衛生法施行条例)

検査対象施設

井戸水等を使用している
飲食店・喫茶店営業
食品製造業
食品販売業 など

検査項目

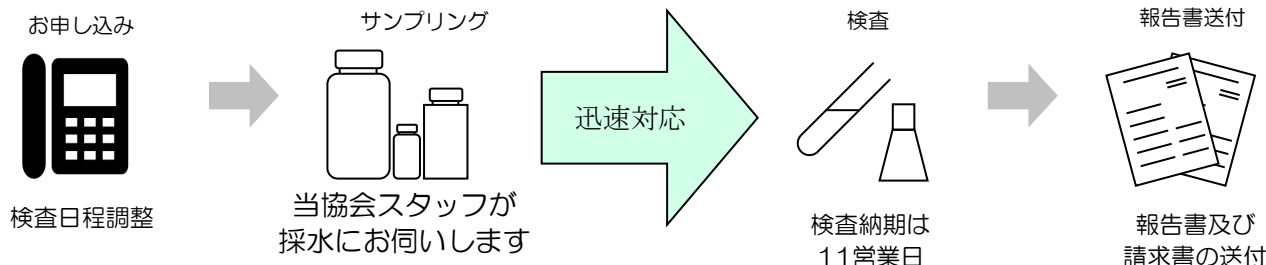
基本26項目

※各自治体によって検査項目が異なる場合がございます、
所轄の保健所にご確認願います。


料金ご案内

¥27,000- (税抜)

ご依頼からの流れ



お問い合わせは

 一般財団法人 石川県予防医学協会
環境検査部 <http://www.yobouigaku.jp/>
〒920-0365 金沢市神野町東115番地
TEL (076) 269-2344

ISO 17025 認定試験所
ISO 9001 認証取得
ISO 27001 認証取得
厚生労働大臣登録 食品検査機関
厚生労働大臣登録 水質検査機関
水道GLP認定機関